

第1回 財政・社会保障の持続可能性に関する 「経済分析ワーキング・グループ」

事務局説明資料

目次

1. 成長、物価上昇と財政健全化	P 3-P 6
2. 消費税率引上げと景気動向	P 7-P13
3. 消費税引上げのタイミングと引上げ方	P14-P15
4. 消費税の逆進性とその対応	P16-P18
5. 所得格差の現状	P19-P24
6. 世帯当たりの受益と負担	P25-P27
7. マクロ経済と整合的な分配の姿	P28-P31

1. 成長、物価上昇と財政健全化

成長、物価上昇と税収の関係

- ・高い経済成長を実現すれば、財政が健全化するという主張の根拠は、それによって税収が大きく伸びるというもの。税収弾性値の大きさがカギとなる。

◎名目成長率から計算した税収弾性値

○名目成長率も税収も安定していた1981-90年は、税収弾性値は1.3～1.4程度で概ね安定(但し、バブル期は高い値)。 (注)1970年代でみると1.1程度

○1990年代以降は大きく変動。2000年代以降について単純に平均すると4超程度。

- ・税収弾性値を計算する際の分母である名目成長率については、1990年代後半以降、ゼロ近傍であるため、税収弾性値が振れやすい。
- ・分子である税収については、1990年代後半以降、さまざまな税制改正が行われ、それが影響を及ぼしている。税制改正の影響を除いた税収でみると不安定な動きはかなり小さくなる。

→これらの影響を取り除くと、税収弾性値は従来から考えられていた値とそれほど大きな差はなくなる。

成長、物価上昇が財政収支に与える影響の試算

○名目成長率が高まり税収が増加しても、歳出が名目成長に連動して増加するため、必ずしも財政収支が改善するわけではない。

- ・財政収支赤字: $(D) = \text{歳出}(X) - \text{歳入}(R)$
- ・前提: 名目成長率(または物価上昇率)が $g\%$ 、歳入の伸びは $ag\%$ (a は歳入の弾性値)、歳出の伸び $(bg+c)\%$ (b は歳出の弾性値、 c は高齢化等による自然増)

翌年度の財政赤字の変化幅

$g = 0$ ならば、収支は悪化

$$\Delta D = g[bX - aR] + cX = gR \left[b \frac{X}{R} - a \right] + cX$$

名目成長率
× 歳入

歳出の弾性値 ×
歳出と歳入の比率

歳入の弾性値

歳出の自然
増加率 × 歳出

- ・ 名目成長率が上昇することにより、収支が改善する条件:

(歳入の弾性値)が十分大きくて(歳出の弾性値) × (歳出と歳入の比率)を上回らなければならない。

物価上昇と名目成長が基礎的財政収支に与える影響について(未定稿)

- ・物価上昇によって収支が改善するとは限らず、国の一般会計ではむしろ悪化する可能性が高い。
- ・実質成長率が高まる場合は、一般政府、国の一般会計ともに収支が改善する可能性が高い。
- ・名目成長率については、一般政府、国の一般会計ともに改善する可能性がある。

物価上昇率の影響

	①歳出の弾性値(b)	②歳出と歳入の比(X/R)	③歳入の弾性値(a)	収支改善条件 (①×②－③)
国(一般会計)	1弱(注1)	2程度(注2)	1強	×
一般政府	1弱(注1)	1.3(注2)	約1(注3)	×

実質成長率の影響

	①歳出の弾性値(b)	②歳出と歳入の比(X/R)	③歳入の弾性値(a)	収支改善条件 (①×②－③)
国(一般会計)	0.2弱(注1)	2程度(注2)	1強	◎
一般政府	0.2弱(注1)	1.3(注2)	約1(注3)	◎

名目成長率の影響

	①歳出の弾性値(b)	②歳出と歳入の比(X/R)	③歳入の弾性値(a)	収支改善条件 (①×②－③)
国(一般会計)	0.5弱(注1)	2程度(注2)	1強	○
一般政府	0.5弱(注1)	1.3(注2)	約1(注3)	○

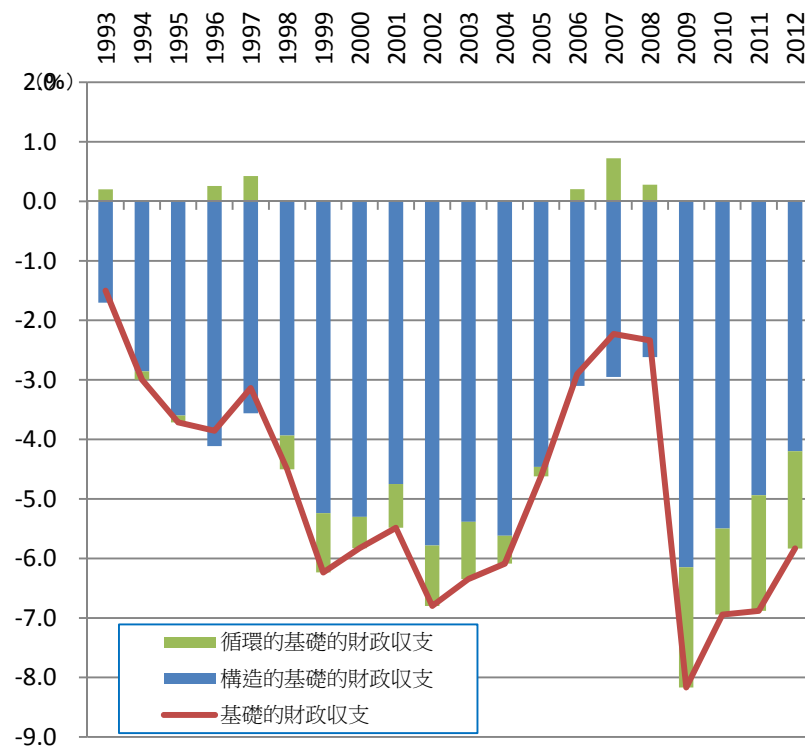
(注1) 歳出の弾性値は社会保障支出と非社会保障支出の加重平均(国は1:2、一般政府は1:1)。

(注2) 国(一般会計)は2009～10年度の実績の平均、一般政府は2009年度の実績に基づく。

(注3) 税収の弾性値に加え、社会保険料の弾性値を考慮。

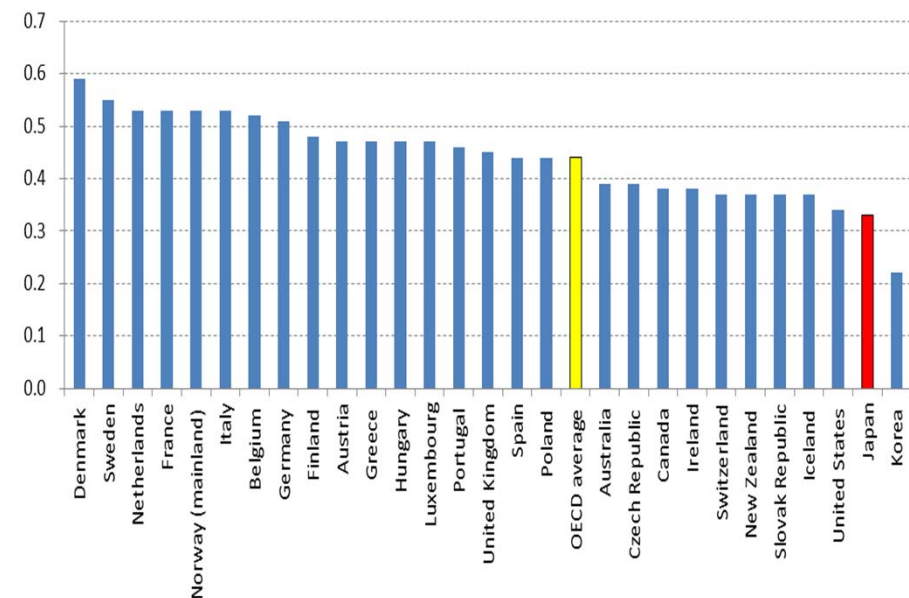
○我が国の(基礎的)財政赤字の大部分は構造的な赤字

我が国の構造的収支と循環的収支(対GDP比)



(備考) OECD Economic Outlook 89 database より作成。一時的要因は除去。

実質成長率が1%ポイント高まった場合の財政収支(対GDP比)の改善幅



(出所) Girouard, N. and C. Andre (2005) table 9

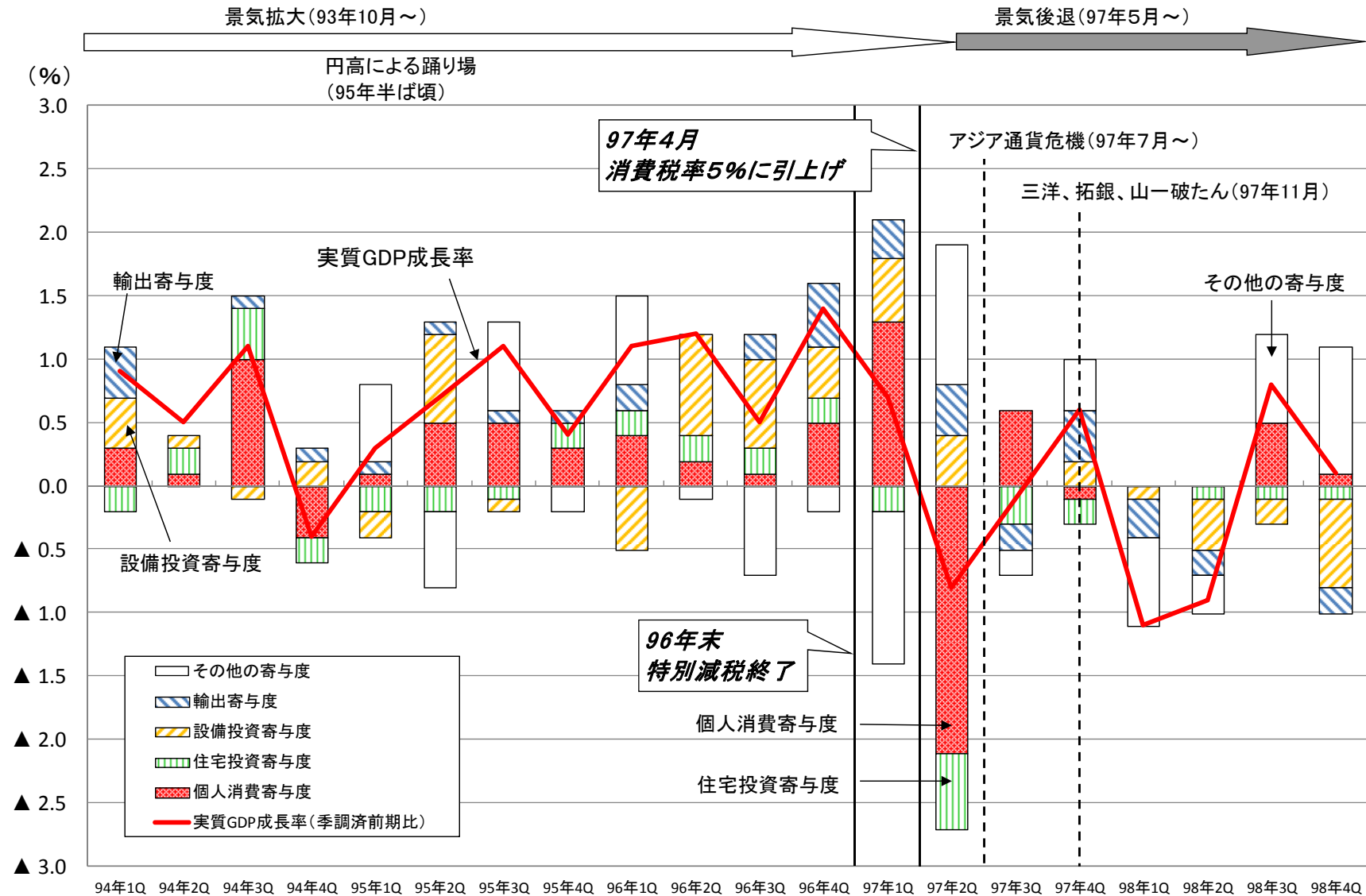
2. 消費税率引上げと景気動向

1997年の消費税率引上げの評価・教訓

1997年の消費税率引上げについて、マクロ経済に与えた影響は未だに見解が分かれる。ただし、最近の研究結果から考えると97～98年の景気後退の「主因」とは考えられない。

- 消費税が3%から5%に引き上げられた1997年の景気動向については、アジア通貨危機(7月)、金融システムの不安定化(11月)という大きなショックに日本経済が見舞われたため、消費増税そのものの影響だけを析出するのは容易ではない。
- さらに消費増税は、消費の「駆け込み需要」とその後の「反動減」を生み出すため、マクロの所得効果を見るためにはこうした消費の変動をも取り除かなければならない。
- 消費税増税が消費の落ち込みを通して日本経済にマイナスの影響を与えたという見方もある。
- 「家計調査」のミクロのデータを用いた最近の研究によれば、マイナスの所得効果は0.3兆円、対GDP比0.06%と推計されている。
⇒推計結果に幅を持たせるとしても、消費税増税は97～98年の景気後退の「主因」であつたとは考えられない。

＜1997年の消費税率引上げ時における主な経済指標の推移＞ 四半期GDPの動き(1994-1998年度)



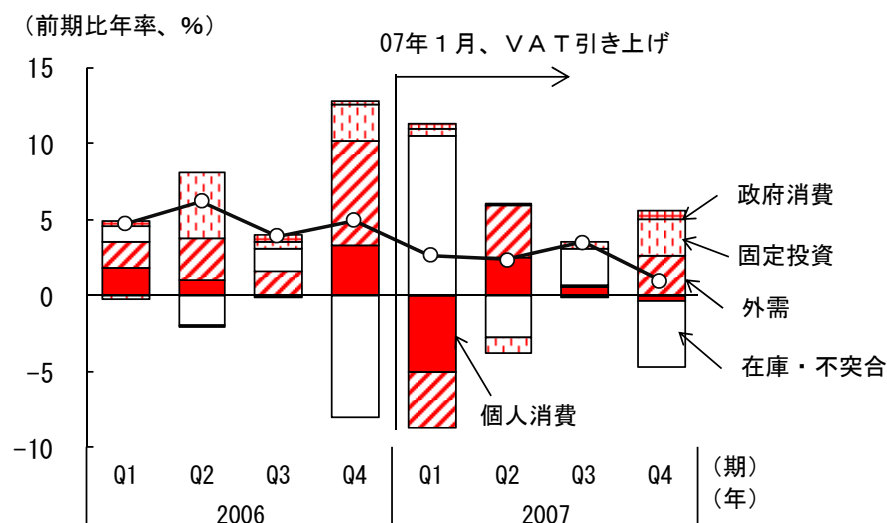
(出所)内閣府:四半期別GDP(93SNA、平成7年基準)

ドイツにおける付加価値税率引き上げの影響

○ドイツではVAT税率を07年1月(16%⇒19%)に引き上げ

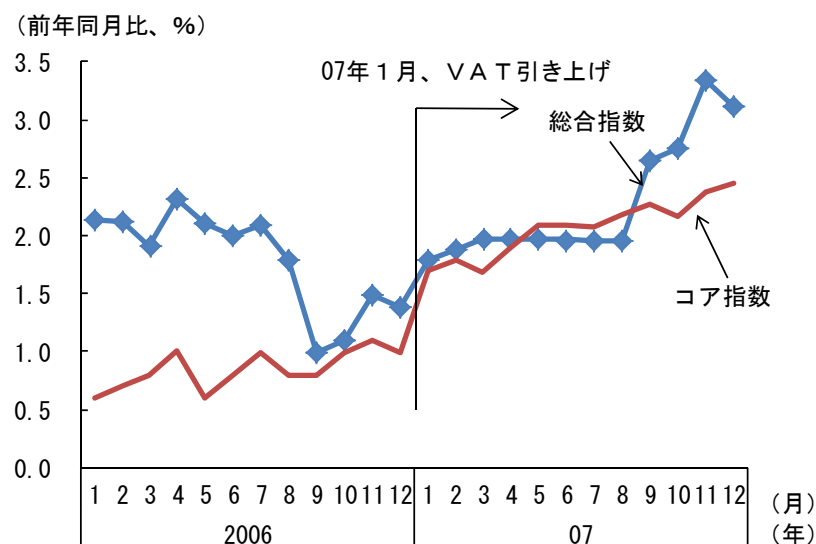
- ・06年10～12月期は、引き上げ前の駆け込みにより個人消費は増加。07年1～3月期は、引き上げの影響により大幅減少。増減に大きく寄与したのは、自動車等の耐久消費財。
- ・なお、VAT引き上げと同時に所得税の最高税率引き上げ(42%から45%に)、08年1月から法人税率の引下げ(25%から15%に)。また、VAT引き上げによる税収増のうち、約3分の1は社会保険料の引下げに充てるとされた。
- ・付加価値税率引き上げの販売価格への転嫁の影響によりコア消費者物価は緩やかに上昇。

【実質GDP成長率の推移】



(備考) ドイツ連邦統計局より作成。

【消費者物価上昇率の推移】



(備考) ドイツ連邦統計局より作成。H I C Pを使用。

国際機関の評価(独の場合)

(OECDエコノミックアウトルック(2007年12月))

- 2007年前半の経済成長は、2006年後半と比較して幾分か減速した。付加価値税率の引上げによる2007年第一四半期の経済へのマイナスインパクトは、例外的に温和な気候による建設活動の急増により覆い隠されたが、この効果は第二四半期には反転し、同四半期の成長率はたったの0.3%となった。(中略)強い雇用増と失業率の十分な低下、付加価値税率の引上げから回復した家計消費により経済は拡大した。

(IMF 対独審査報告書(2008年2月))

- 高い原油価格、財政健全化、(付加価値税率引上げに伴う駆け込み需要の反動に伴う)第一四半期の消費減の結果、2007年の成長は腰折れしなかった。社会保険料の引下げ、2008年の減価償却引当の減額を見越した投資増が景気抑制効果を和らげた。
- 付加価値税率引上げにより2007年のコアCPI上昇率は0.7%ポイント高まったと推計。付加価値税率引上げの予告期間が13か月と長く、2006年のコアCPI上昇率は0.3%高まったと推計

(独BUNDESBANK Monthly Report(2008年4月))

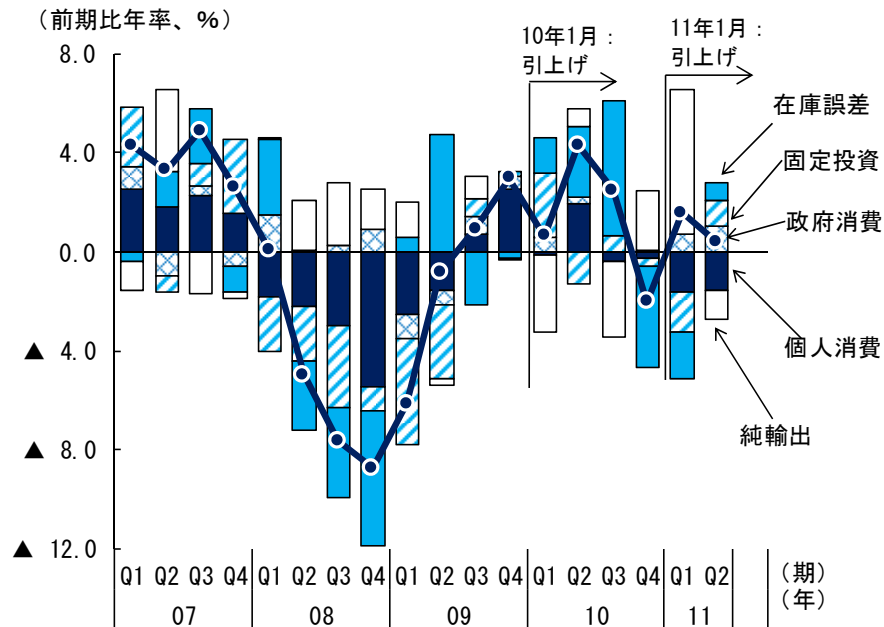
- 駆け込み(anticipatory)効果は2006年の経済成長を最大0.2%ポイント引き上げた。(中略)(付加価値税率引上げがなければ)2007年の経済成長は少なくとも1/2%ポイント強かった。
- 2007年の好ましい経済環境の下で、付加価値税率引上げの景気抑制効果にもかかわらず、経済成長はトレンド成長率を大きく上回った。

英国における付加価値税率引き上げの影響

○ 英国ではVAT税率を①10年1月(15.0%⇒17.5%)、②11年1月(17.5%⇒20.0%)に引き上げ

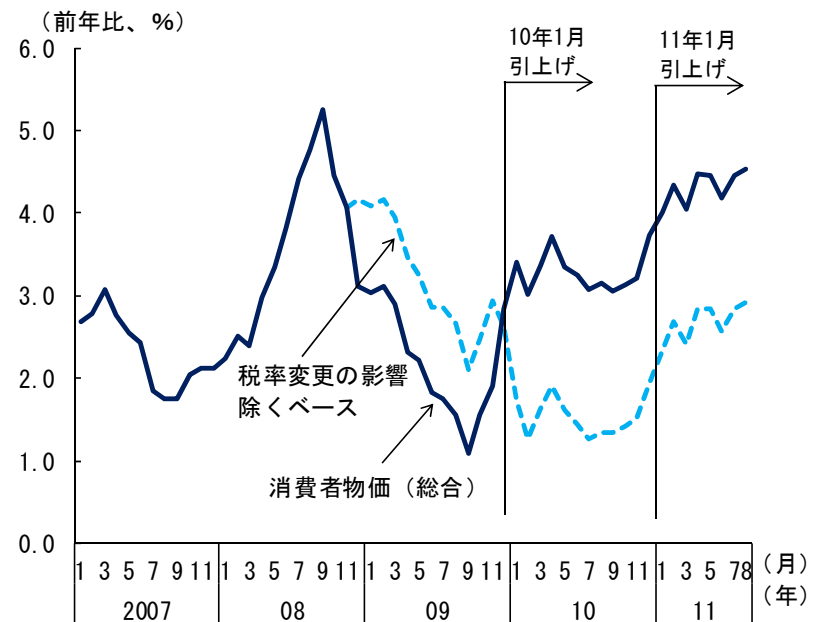
- ①の局面
- 引き上げ前の09年10～12月期の消費は増加。増加に寄与したのは自動車、娯楽・文化(家電が含まれる)等。なお、自動車は買い替え支援策終了前の駆け込みも影響した模様。
 - 引き上げ後の10年1～3月期の消費は微減。自動車等が押し下げ要因に。
- ②の局面
- 引き上げ前の10年10～12月期の消費は減少。衣服や娯楽・文化が押し下げに。ただし、12月の大雪の影響により、発生するはずであった駆け込みが打ち消された可能性がある。
 - 引き上げ後、11年1～3月期と4～6月期の消費は減少。自動車や住居・光熱費等が押し下げに。
- 消費者物価の動きをみると、VAT税率引き上げが消費者物価上昇率を押し上げている状況。家計購買力を押し下げる要因となっている可能性あり。

【 実質GDP成長率の推移 】



（備考） 英国統計局より作成。

【 消費者物価上昇率の推移 】



（備考） 英国統計局より作成。

国際機関の評価（英の場合）

（OECD英エコノミックサーベイ（2011年3月））

- （VATへの直接の言及なし）2009年末に始まったすそ野の広い景気回復は、2010年の後半に減速した。財政緊縮が進み、世界貿易の伸びが鈍化する中で2011年においても低調とみられる。

（OECDエコノミックアウトルック（2011年5月））

- （VATへの直接の言及なし）景気回復は2009年に始まったが、2010年には12月の厳しい天候、インフレ高進による逆風、財政健全化により、2010年末に産出は減少した。2011年初めに再度成長を始めたが、政府支出が低迷し、目標を上回るインフレにより家計の実質所得が低下する中で、そのペースは緩やかなものとなった。

（IMF 対英審査報告書（2011年7月））

- 2010年後半から2011年前半にかけて成長はフラットになった。特に2011年1月の付加価値税率引上げ、輸入価格急騰及び住宅市場の弱含みを受け弱い消費者信頼感の影響を受けている。
- 2010年及び2011年の付加価値税率の引上げ（2.5%ポイント）により、CPI上昇率は1 1/4%ポイント、コアCPI上昇率は1 1/2%ポイント高まった。

（注）英国の財政健全化策：英国では、新政権下の2010年6月、緊急予算を公表し、2011年1月からの付加価値税率引上げに加え、公務員の賃金引上げの2年間凍結、経常歳出を中心とする省庁予算の25%削減などの歳出削減を盛り込んだ。

日本において消費税率を引き上げた場合の影響について

- 最近の分析によれば、約7割の家計が「流動性制約」に直面していないとされている。
これらの家計では、将来の増税の可能性も考慮に入れて消費額を決定しているとみられる。
- 社会保障・税一体改革において、消費税率を社会保障財源に充てることが従来以上に明確化されたことから、こうした家計は消費税率の引上げで生涯の納税額は変化しないと認識。
⇒ 消費税率の引上げが経済に与える影響(所得効果)は限定的なものとなる可能性

日本における「流動性制約」下にある家計の割合

	Campbell and Mankiw (1989)	Jappelli and Pagano (1989)	Watanabe et al. (2001)	Iwata (2011)	Fueki, Fukunaga and Saito (2011)	Ogawa (1990)	平成12年度 経済白書 (2000)	畑農 (2004)	矢野・飯田・和合 (2011)
推計期間	1959-86	1971-83	1975-98	1980-98	1981-2009	1972-1983 【時変推計】	1994-2000 【時変推計】	1955-1998 【時変推計】	1981-2007 【時変推計】
推計値 (※)	0.553	0.34、0.52 [推計手法別の値]	0.24	0.248	0.31	0.348、0.453 [1983年四半期別の最大・最小値]	0.123~0.411	0.295 [1998年の値]	0.2~0.3程度 [2000年代の値]

※ Ogawa (1990)、畑農 (2004) については直近年の値、矢野・飯田・和合 (2011) については数表がないため直近時期の推計値に関して本文で引用されている値を掲げた。

(参考1) IMFのGIMFモデルでは、日本の流動性制約下の家計の比率について、25%との想定を置いている。

(参考2) 平成21年度経済財政白書では、以下のようなアンケート調査の結果を紹介。

- ・ 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」で「貯蓄を保有していない」と答えた世帯の割合：22.1% (2008年)
- ・ 内閣府「家計の生活と行動に関する調査」で借入れを断られたか、減額された世帯の割合：22.0% (2009年)

(出典)

Campbell, J. Y., Mankiw, N. G., 1989. Consumption, income, and interest rates: Reinterpreting the time series evidence. In: Blanchard, O. J., Fischer, S. (Eds.), *NBER Macroeconomics Annual 1989*, MIT Press, Cambridge, MA, pp. 185-216.

Jappelli, T., Pagano, M., 1989. Consumption and capital market imperfections: An international comparison. *American Economic Review* 79 (5), 1088-1105.

Watanabe, K., Watanabe, T., Watanabe, T., 2001. Tax policy and consumer spending: evidence from Japanese fiscal experiments. *Journal of International Economics* 53 (2), 261-281.

Iwata, Y., 2011. The government spending multiplier and fiscal financing: Insights from Japan. *International Finance* 14 (2), 231-264.

Fueki, T., Fukunaga, I., Saito, M., 2011. Assessing the effects of fiscal policy in Japan with estimated and calibrated DSGE models. Bank of Japan Working Paper Series No11-E-9.

Ogawa, K., 1990. Cyclical variations in liquidity-constrained consumers: Evidence from macro data in Japan. *Journal of the Japanese and International Economies*, 4 (2), 173-193.

畑農鋭矢 (2004), 「財政赤字のマクロ経済効果—カルマン・フィルタによる中立命題の検証」『フィナンシャル・レビュー』財務省総合政策研究所, 第74号, pp. 65-91.

矢野浩一、飯田泰之、和合肇 (2011), 「ゼロ金利制約下における日本経済—流動性制約家計を含むニューケインジアンDSGEモデル」『世界同時不況と景気循環分析』東京大学出版会, pp. 177-200.

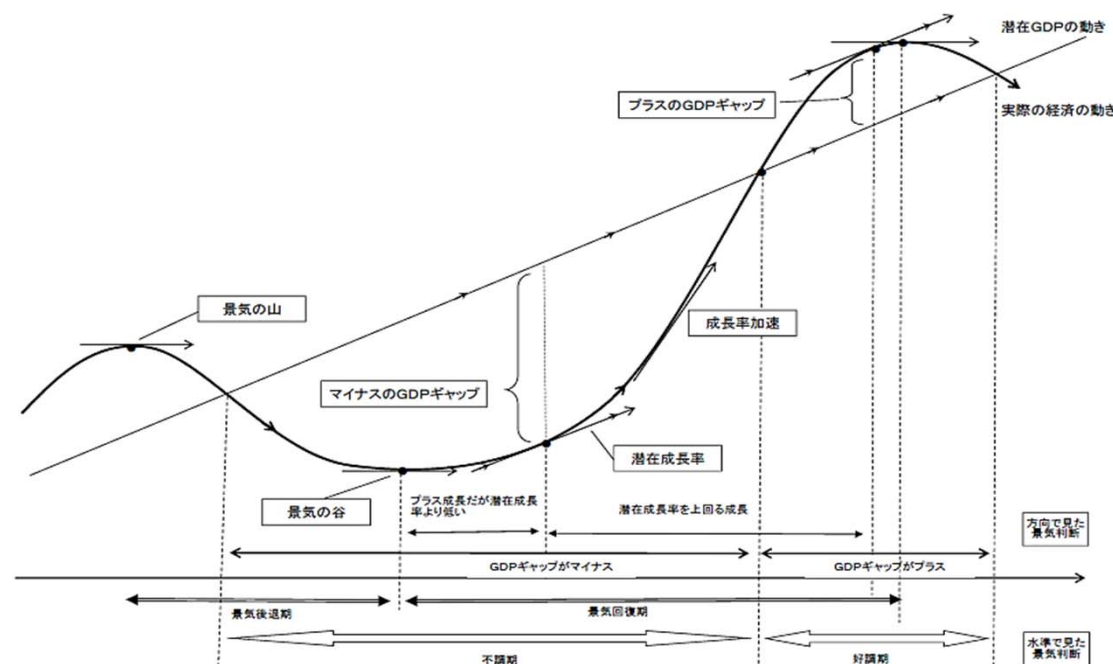
3. 消費税引き上げのタイミングと引き上げ方

消費税の引き上げのタイミング

先進諸国の多くの例にみられるように、景気が成熟する前の成長に勢いのある段階で引き上げを始めることが望ましい。

- 消費税率を引き上げる場合には、景気の動向を正確に把握する必要がある。
- 「水準」に拘泥し景気の山に近いところで引き上げを行うと景気後退のリスクが生じる。
 - とりわけ、段階的な引き上げを行う余地は限られてくる。
 - 「先送り」のリスクも高くなる。

<図表2-10 景気の局面に関する概念図>



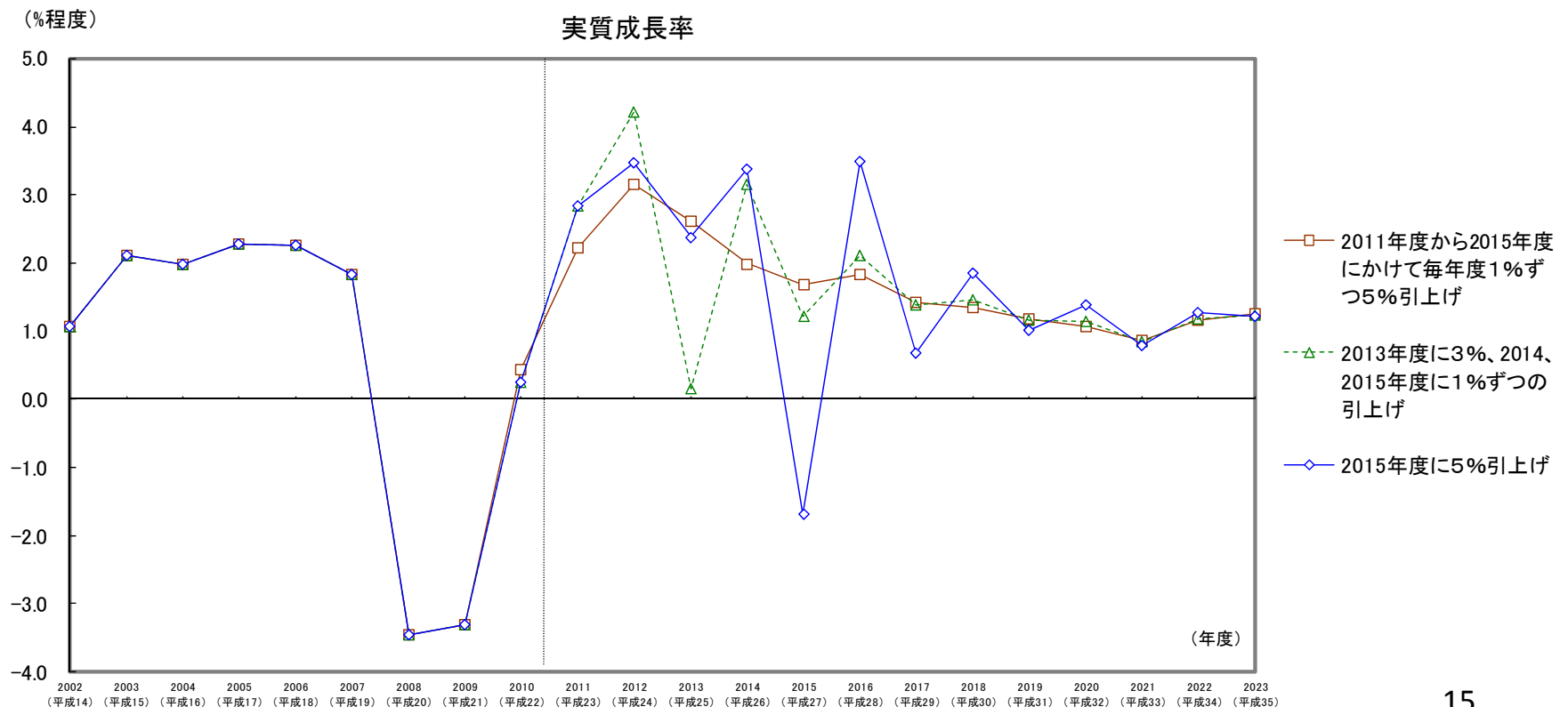
(出所) 第27回経済財政諮問会議有識者議員提出資料(平成20年12月3日)より

消費税率の上げ方

引上げ方については、税率を一度に大幅に引き上げる場合は、経済の変動を増幅する恐れがあることから、段階的な引上げ方が望ましい。

- 具体的な引上げ幅については、経済への影響だけでなく、必要な増収の大きさなど財政面の見通しや、徴税コストなど実務上の問題なども十分踏まえて、検討すべき課題。

＜図表2－14 消費税の引上げ方と経済に及ぼす影響＞
3つの消費税率引上げ幅



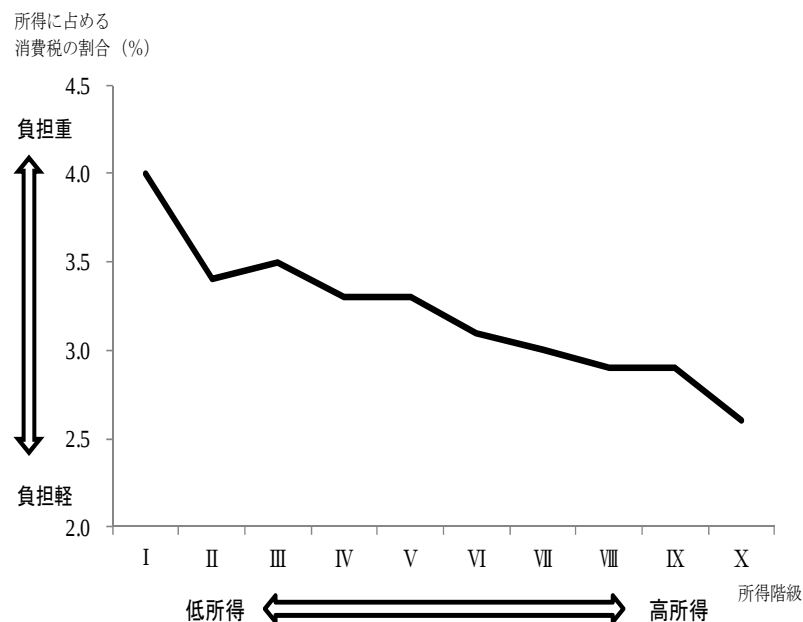
(出所) 内閣府「中長期の道ゆきを考えるための機械的試算」(平成21年6月23日)

4. 消費税の逆進性とその対応

生涯所得でみた消費税の負担は、ある一時点の所得でみた場合と比べ、逆進性が小さい。

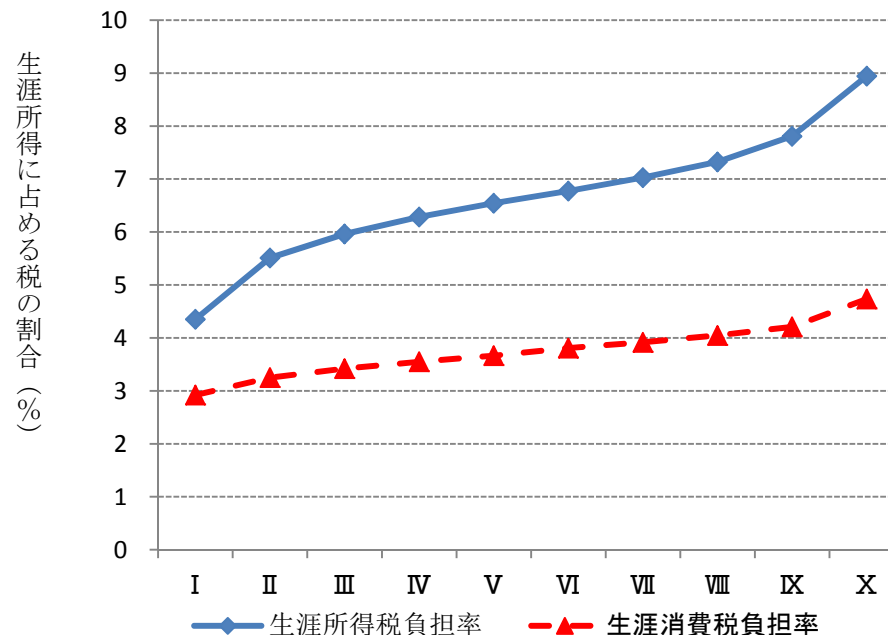
- 消費税の逆進性とは、所得に対する消費税の負担率が、低所得者ほど重いことを指す。
- 一時点の所得でみた逆進性は必ずしも「不公平」を意味せず、単に調査時点の年齢の違い等を反映したものである可能性あり。
 - 高齢化の中で、一時点の所得でみる妥当性が薄れる(壮年期には消費に比べ所得が多く、老年期には消費に比べ所得が少ない)。
- 生涯所得でみると消費税は比例税であるとの指摘。

＜図表1－1 一時点の所得でみた逆進性＞



(注) 橋本(2010)表1より作成。元のデータは「家計調査年報」(2007年)に基づくが、課税ベースとして消費支出全体を用いているため、実際よりも少し大きく推計されている。

＜図表1－2 2009年度全国消費実態調査を用いた計測＞



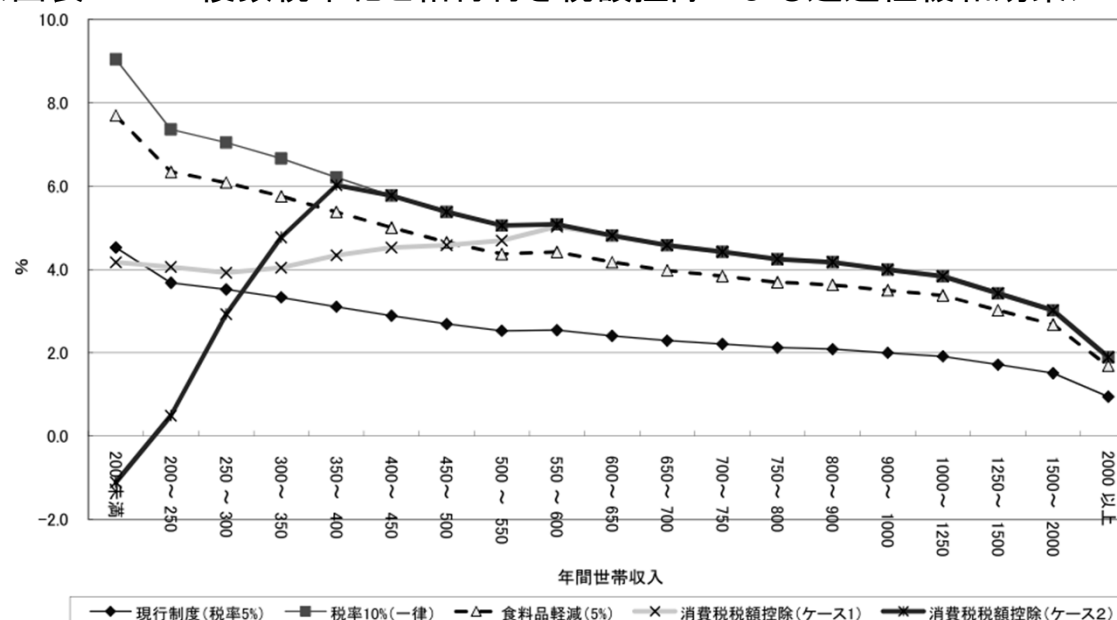
(出所) 大竹・小原 (2005) と同様の手法により内閣府作成

逆進性を是正する場合、その緩和策としての軽減税率導入の是非

食料品への軽減税率の適用は、他の手段による対応に比べ、効果が小さいという見方が専門家の間で一般的。

- 高所得者と低所得者の間で食料品の支出割合の差が小さく、食料品への軽減税率の適用は高所得者の負担も軽減。
- 軽減税率の導入は、逆進性を是正する有効的な方策とは言えない。(還付措置や歳出との組合せが有効)

＜図表1－5 複数税率化と給付付き税額控除による逆進性緩和効果＞



○消費税率を10%を想定。「食料品軽減」: 食料品の税率を5%に据え置いたもの。「消費税税額控除」: 消費税支払いに対する還付として定額給付を行う。
 (ケース1) 定額給付4.8万円、ただし所得制限を300万円とし、これを超えると減額率5% 給付額(万円)= $4.8 \times \text{世帯人数} - (\text{所得} - 300) \times 0.05$
 (ケース2) 定額給付10万円、ただし所得制限を230万円とし、これを超えると減額率15% 給付額(万円)= $10 \times \text{世帯人数} - (\text{所得} - 230) \times 0.15$
 (出所) 佐藤(2010a), 図6-8

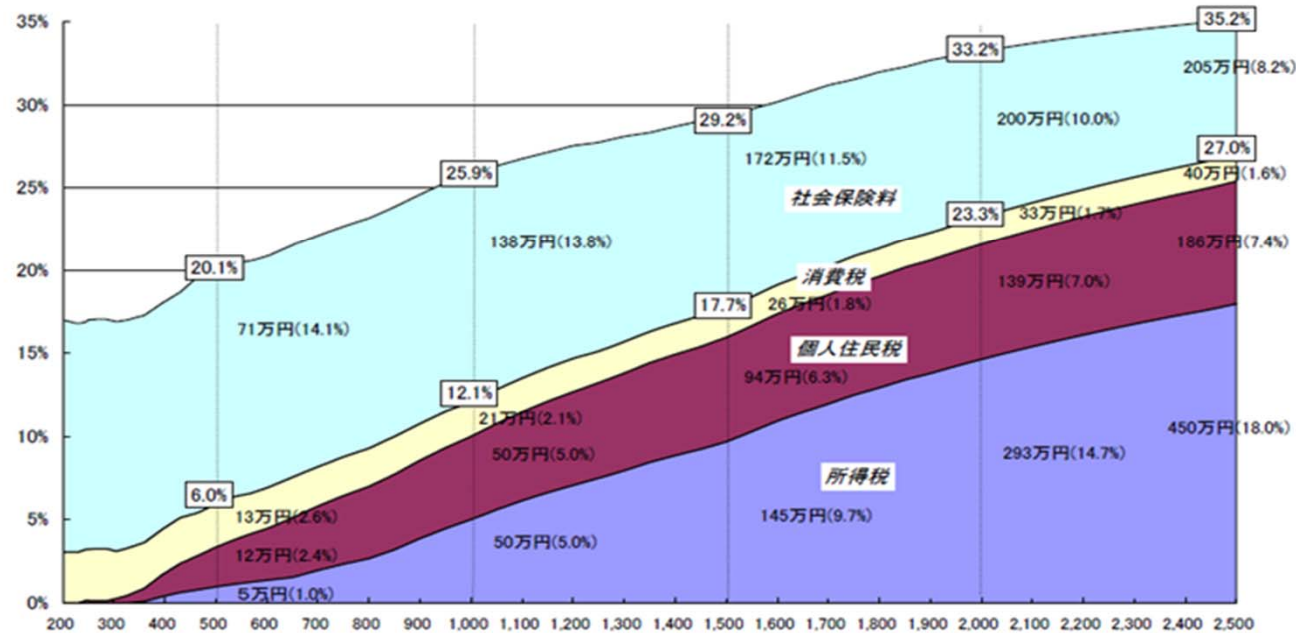
格差・貧困と再分配政策

再分配がこれまで主として世代間で行われていたことを踏まえ、より同一世代内の再分配の機能を強化することが必要。

- 一時点の所得でみた消費税の逆進性は、所得税など他の税制や社会保障制度全体、さらには歳出面を含めた見直しの中で十分対応可能。
- 非正規労働者や若い世代・子育て世代なども視野に入れた対応を行うべき。

<図表1－12 保険料・税の実効負担率>

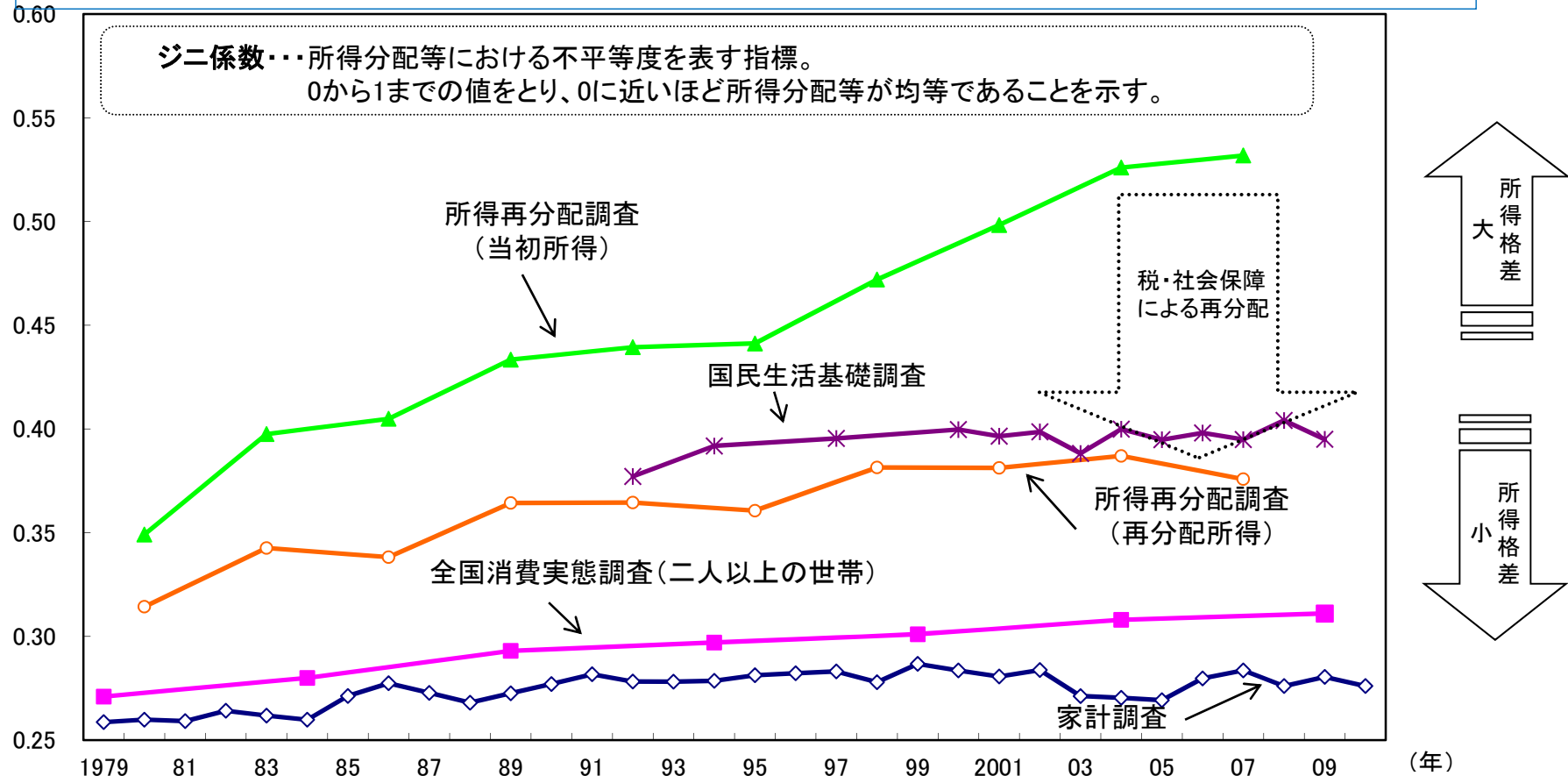
未定稿
(2010年4月現在)



(出所) 政府税制調査会専門委員会 (2010年度第10回 2010年11月1日) 資料

5. 所得格差の現状

- 世帯所得のジニ係数は長期的には概ね上昇傾向だが、足元で鈍化した可能性。
- 税・社会保障による再配分効果は拡大。

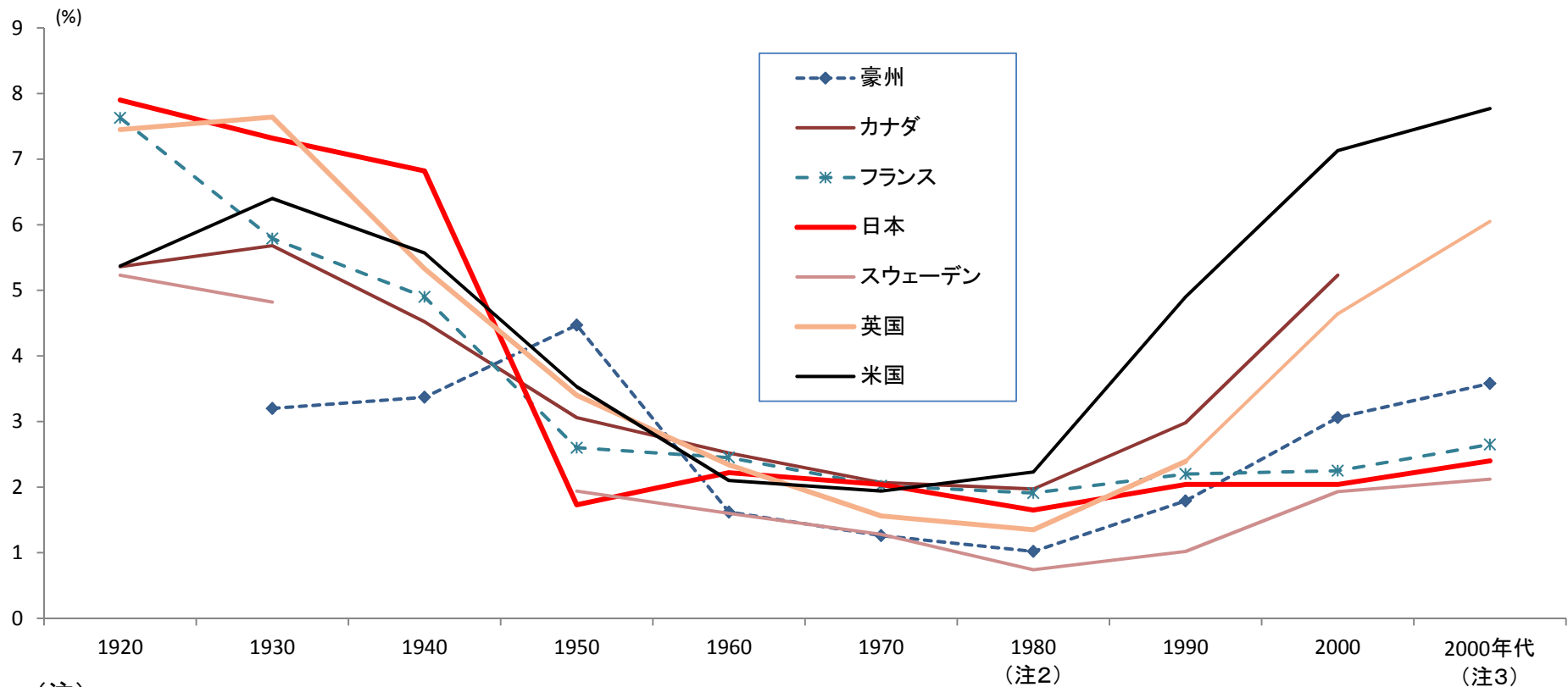


(注)

1. 総務省「家計調査」、総務省「全国消費実態調査」、厚生労働省「所得再分配調査」、「国民生活基礎調査」により作成。
2. 「家計調査」の系列は年間収入(過去1年間の現金収入、課税前)の5分位を用いて計算。
3. 「全国消費実態調査」の系列は年間収入(過去1年間の収入総額、課税前)の10分位を用いて計算。
4. 「所得再分配調査」の系列の当初所得は課税前、再分配所得は課税・社会保障料控除後、社会保障給付を含む。
5. 「国民生活基礎調査」の系列は年間所得金額(課税前)。
6. 世帯ベース。

○英米加では、近年、富裕層（所得ランキング最上位0.1%）所得の全所得に占めるシェアが急激に上昇。
○一方、日本、仏、スウェーデンではそうした傾向はみられない。

最上位0.1%の所得シェア



(注)

1. Anthony B. Atkinson, Thomas Piketty, Thomas and Emmanuel Saez. 2011. "Top Incomes in the Long Run of History", Journal of Economic Literature 2011, 49:1, 3-71. データは <http://g-mond.parisschoolofeconomics.eu/topincomes/> より入手。

2. 英国の1980年は1981年の値。

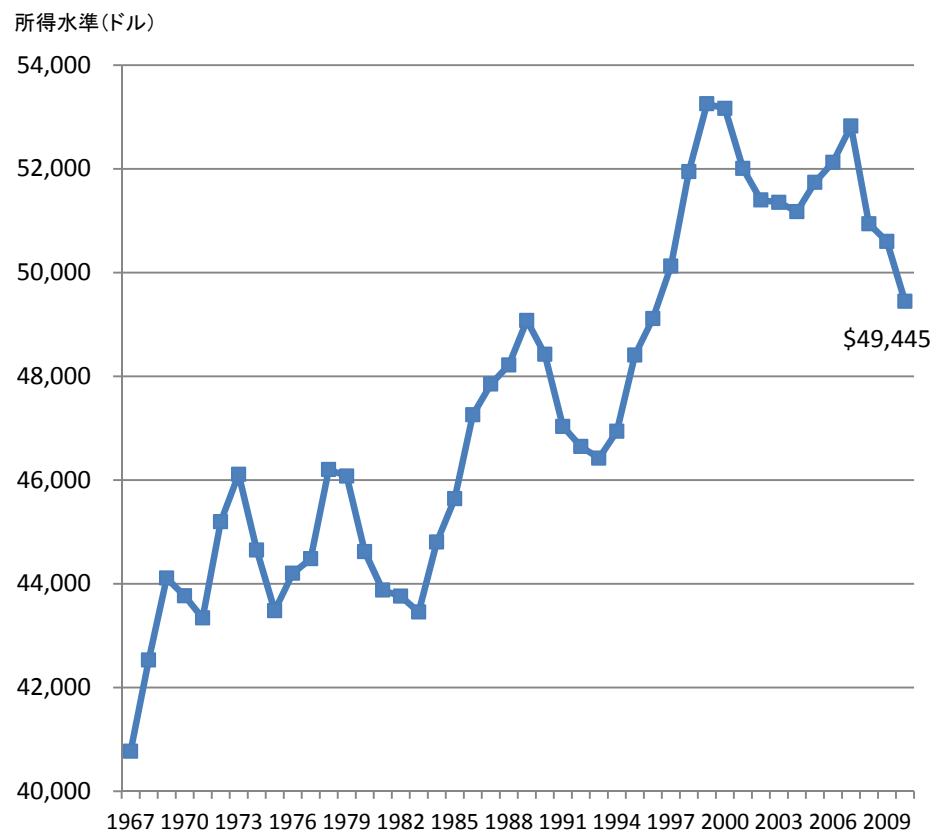
3. 日本は2005年、フランスは2006年、豪州、英国は2007年、米国は2008年、スウェーデンは2009年。

4. 所得は、資本所得、事業所得、給与を含み、キャピタルゲインを除く。

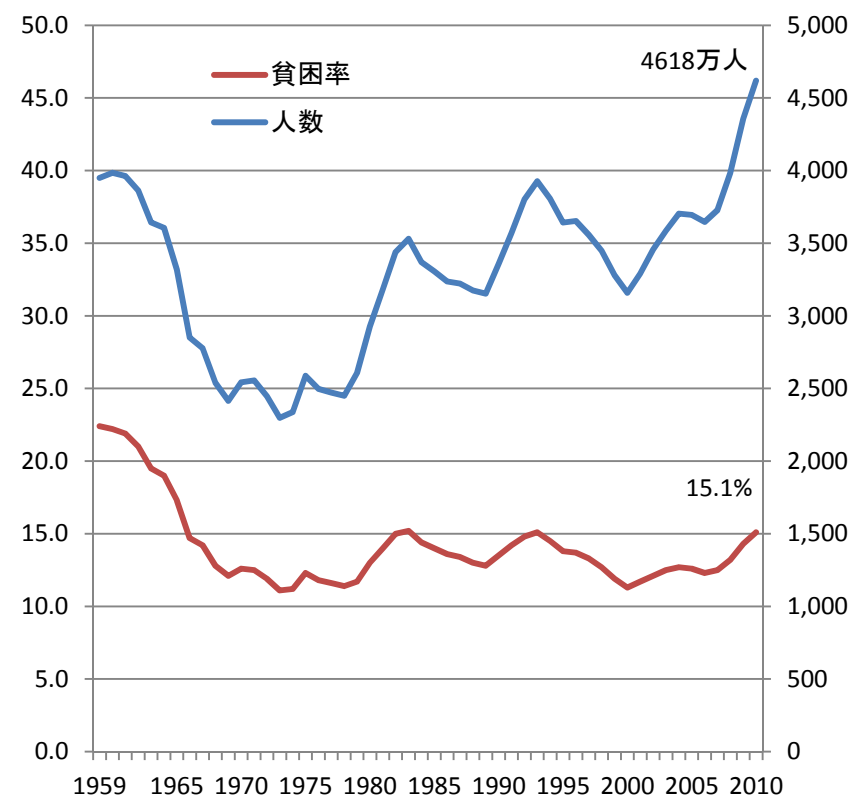
○2010年の米国の家計実質中位所得は、2009年比で2.3%減、景気後退前の2007年比で6.4%、
既往ピークの1999年比で7.1%減。

○2010年の米国の貧困率は15.1%となり、15%超は1993年以来。

米国における家計の実質中位所得(2010年価格)



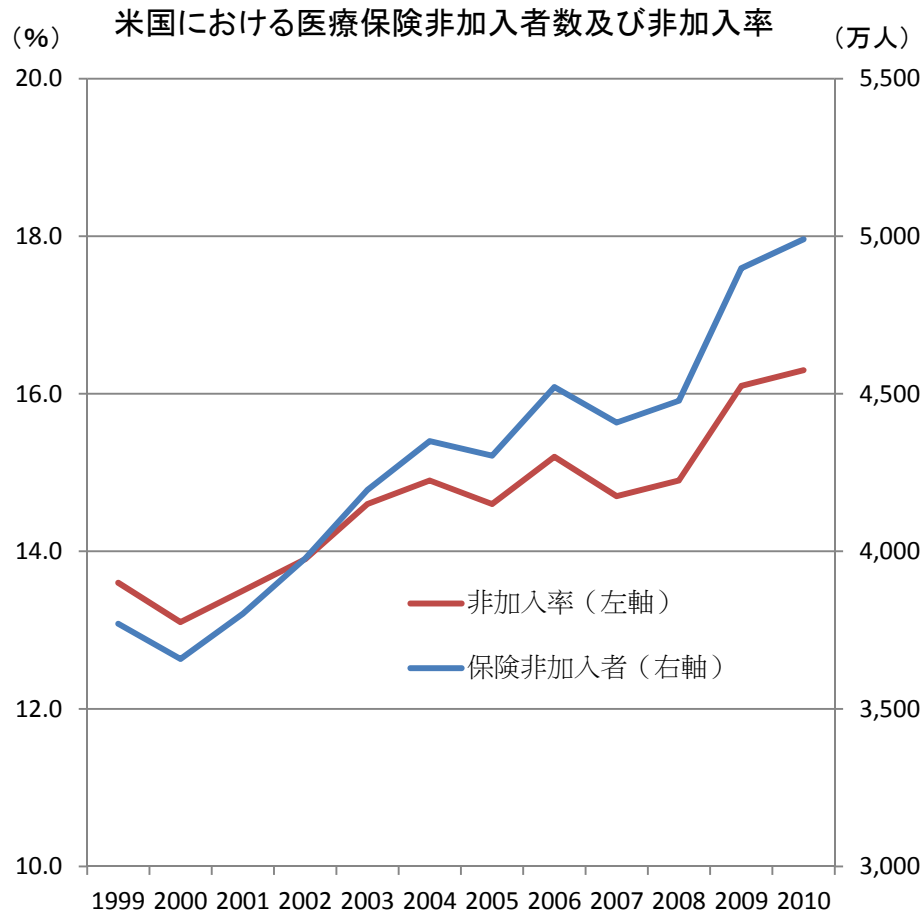
(%) 米国における貧困人口及び貧困率 (万人)



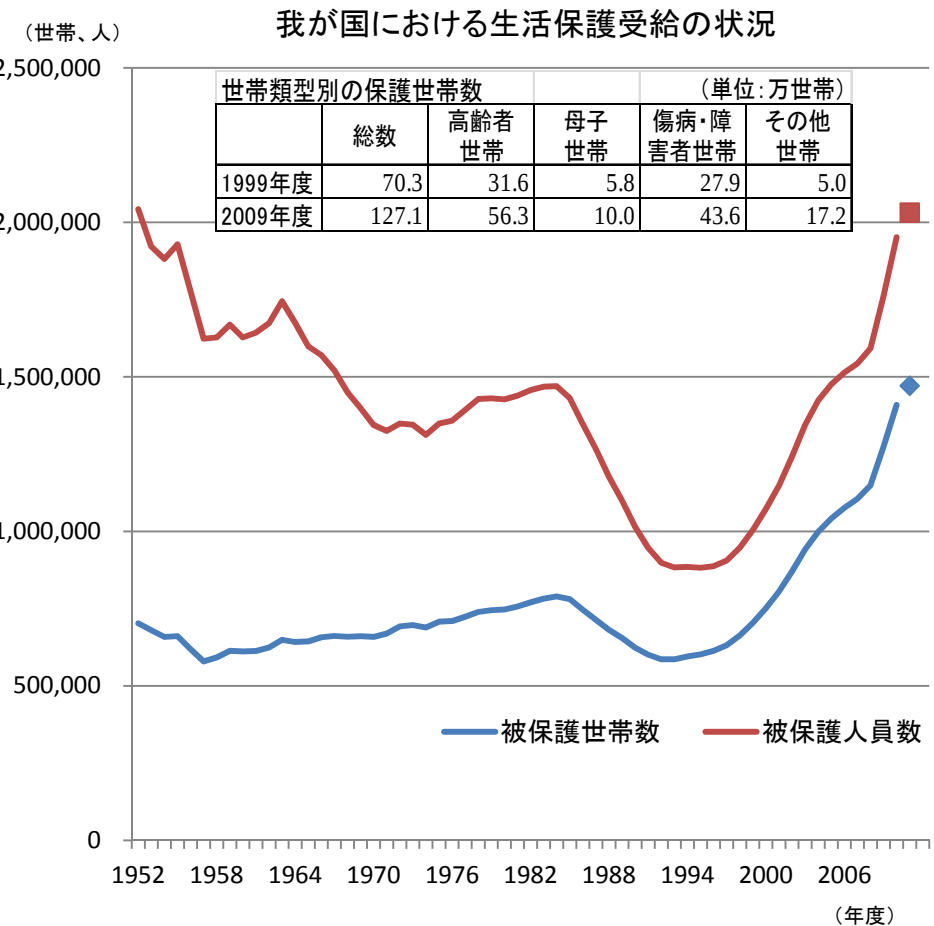
(備考) U.S. Census Bureau, "Income, Poverty, and Health Insurance Coverage in the United States: 2010"より作成。

○2010年の米国の医療保険非加入率は16.3%となり、緩やかな上昇傾向。

○1990年代後半から、生活保護は急増。足元(2011年5月)では被保護人員数が200万人を上回り、1952年当時の水準。



(備考) U.S. Census Bureau, "Income, Poverty, and Health Insurance Coverage in the United States: 2010"より作成。

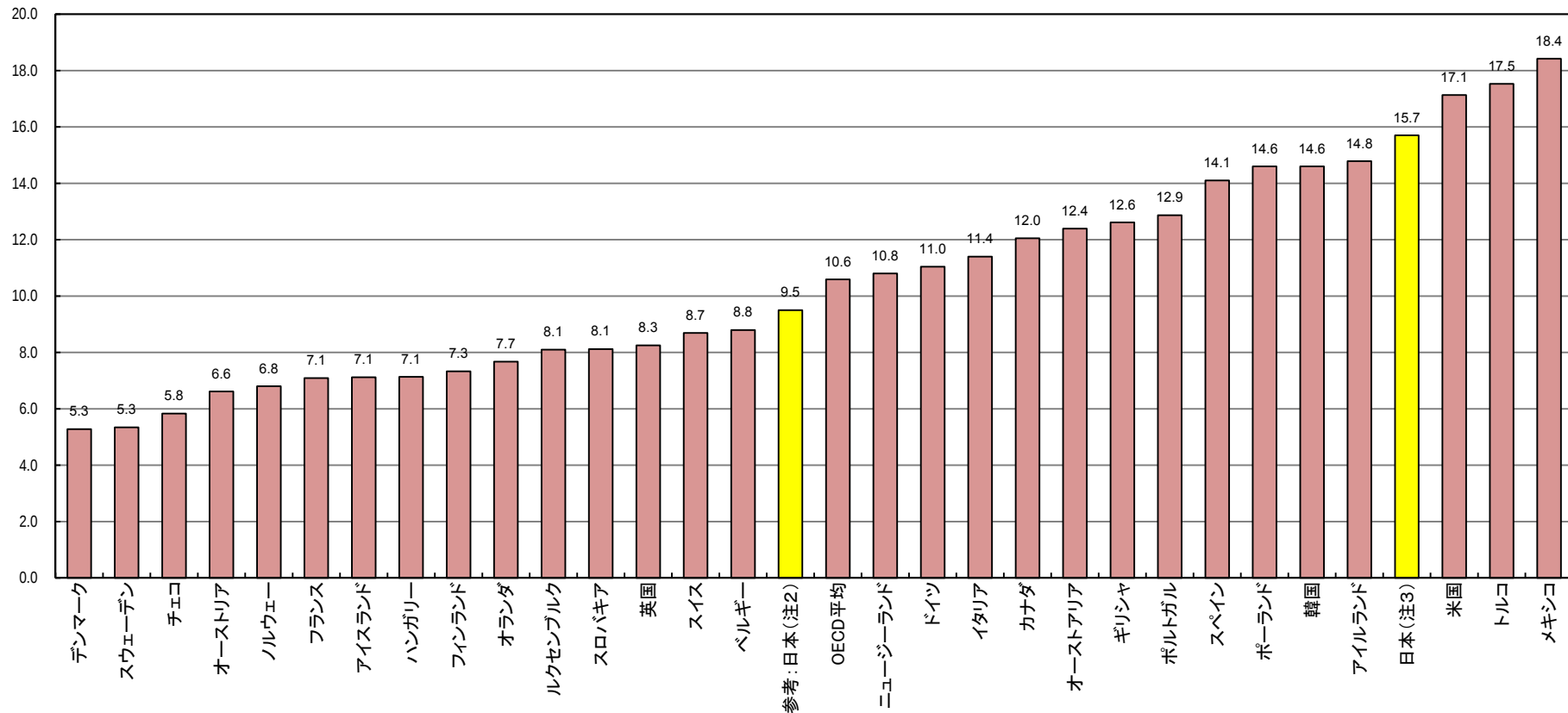


(備考) 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」より作成。右端の点は2011年5月の数字。

○「国民生活基礎調査」から計算される日本の相対的貧困率は、OECD諸国で高位に属する。
(ただし、「全国消費実態調査」を用いると、OECD平均並みとなる)

(%)

相対的貧困率（2000年代半ば）



(注1) OECD FACTBOOK2011より作成。

(注2) 総務省「全国消費実態調査」(2004年)による(全国消費実態調査から、年間収入が不詳の世帯、18歳未満の単身世帯、家計を主に支える人が世帯員以外の家族である世帯、単身赴任・出稼ぎの単身世帯を控除した上で集計。)

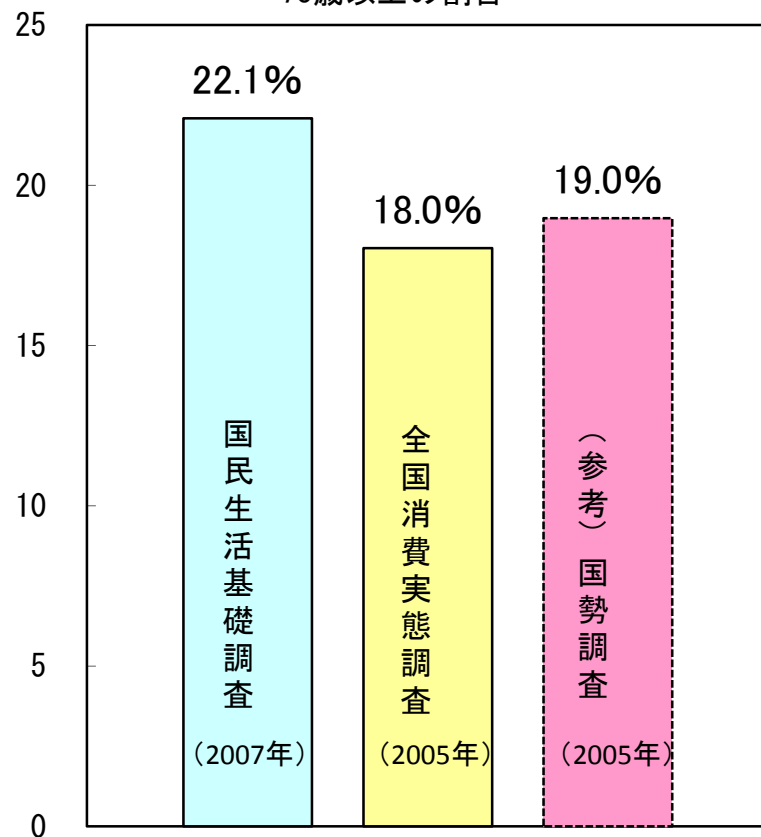
(注3) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(2007年)による。

(注4) 相対的貧困率とは、所得の分布における中央値の50%に満たない人々の割合を表す。

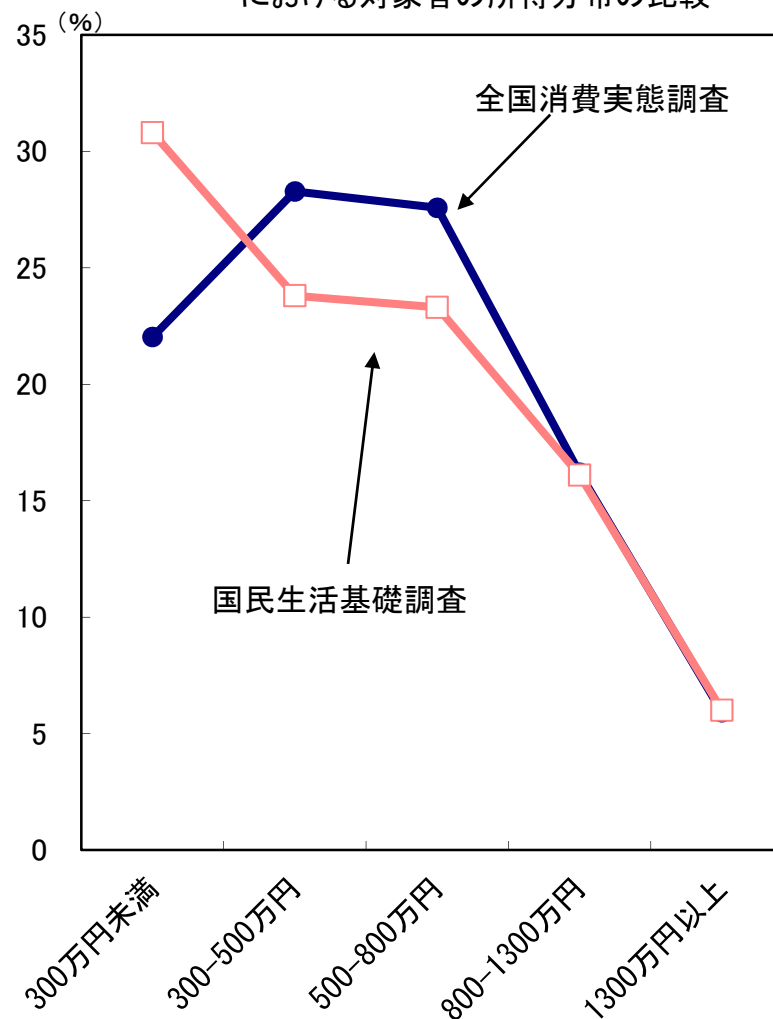
○貧困率に関するデータ分析は、使用する統計によって対象者の分布等が異なるため、幅をもって解釈する必要がある。

世帯主年齢別の世帯数分布

70歳以上の割合



国民生活基礎調査と全国消費実態調査
における対象者の所得分布の比較



(注)総務省「全国消費実態調査」、「国勢調査」、厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成

6. 世帯当たりの受益と負担

一世帯当たりの社会保障の受益と消費税の負担についての試算

(消費税を1兆円増税し、社会保障(年金、医療、介護、少子化)に充てた場合の受益と負担を計算)

「平成21年度全国消費実態調査」個票によって、年齢階級別、年収階級別のクロスに分けた場合

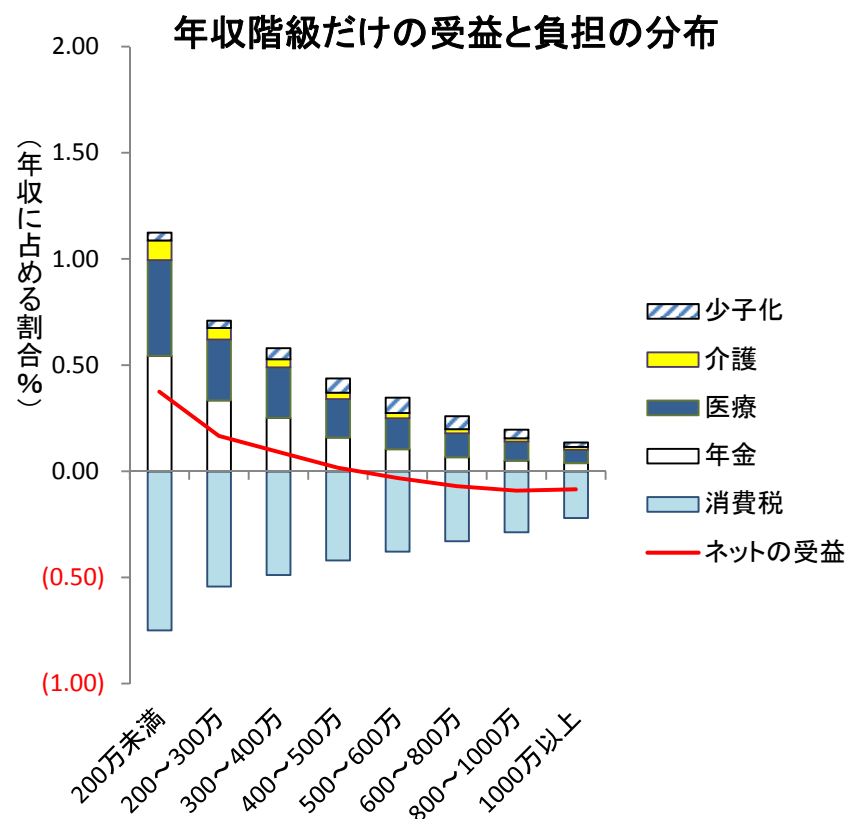
(ネットの受益)・70歳以上では、全年収階級でプラス。

・60歳～70歳では、低所得者世帯(～300万)でプラス、それ以上ではマイナス。

・60歳未満では、全世帯でマイナス。

(逆進性)

・60歳以上では、累進的。60歳未満では、逆進的。



世帯類型別の受益と負担について

1. 世帯属性の特定

総務省「平成21年度全国消費実態調査」により、世帯主年齢階級ごとに多い世帯類型について、世帯主・世帯員年齢、世帯主・世帯年収・年金収入等の世帯属性に関する平均額を計算。

2. 負担の計算

・所得税、住民税：世帯・世帯主年収、家族属性から得られる税額を計算

・消費税：「平成21年度全国消費実態調査」により、各世帯類型の平均消費支出額を算出し、5%の税率を掛け合わせて算出

・保険料：年収の一定割合

・自己負担：「平成21年度全国消費実態調査」により、各世帯類型の平均医療・介護支出を計算。教育については、文部科学省（「平成20年度子どもの学習費」から教育負担額うち学校関係費に基づいて計算。）

※上記「負担」には、個別間接税等の間接税、相続税・固定資産税等の資産課税の負担、法人税等の事業課税、社会保険料の事業主負担にかかる帰着等については、含まれていない。

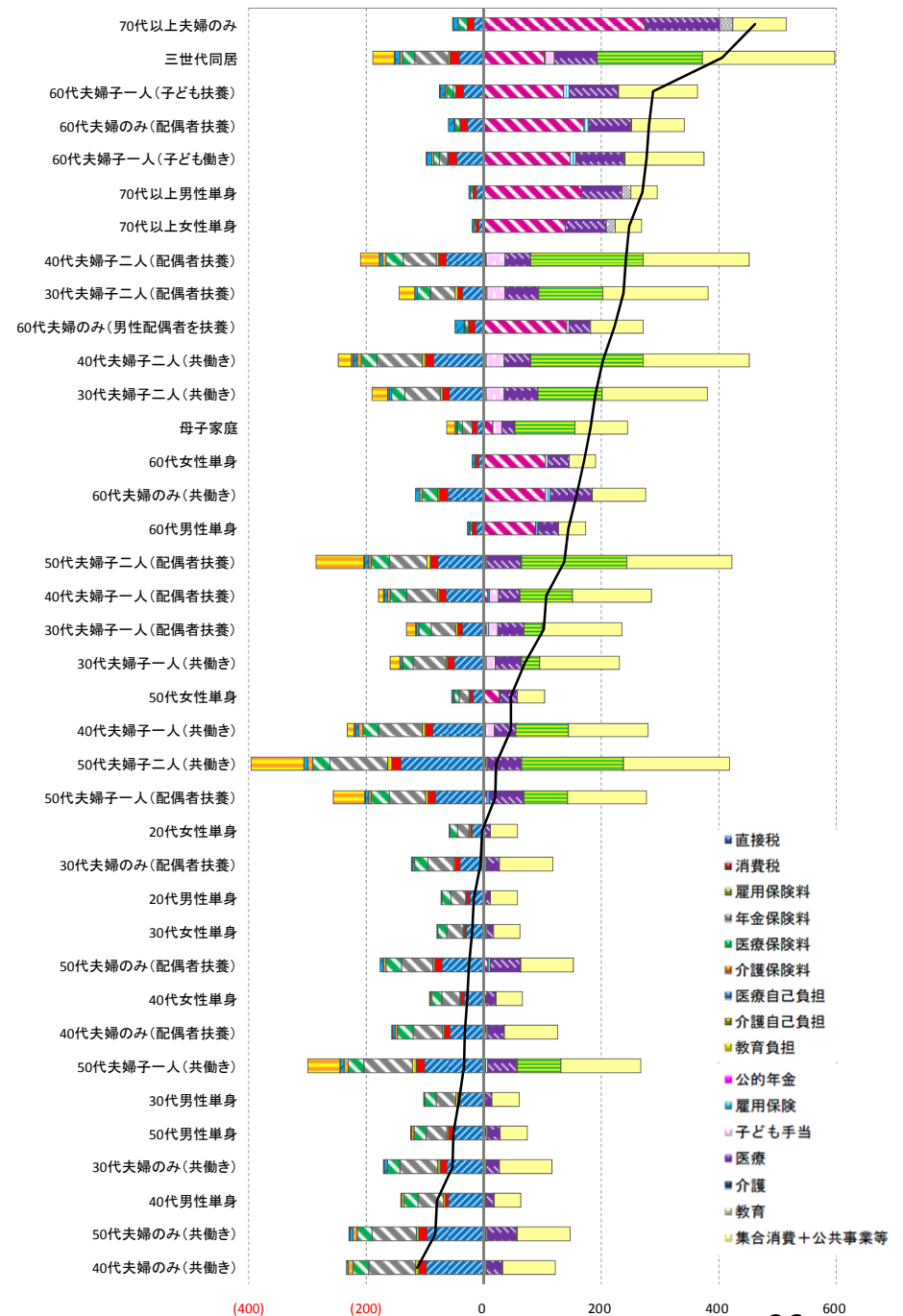
3. 受益の計算

・医療・介護・教育（現物）給付、雇用保険：「平成22年度厚生労働白書」に従って試算

・年金：「平成21年度全国消費実態調査」により、各世帯類型ごとの平均公的年金給付額を計算

・子ども手当：各世帯類型の属性から、15歳以下の子供の数に比例

・集合消費＋公共事業等：国民経済計算（平成21年度）より、一般政府の最終消費のうちの集合消費支出（現実最終消費）、総固定資本形成、資本移転（ただし、これらの教育を除く）の合計（58兆円）を平成22年度人口（1億2805万人）で除した額



7. マクロ経済と統合的な分配の姿

OECD統計局の取組み：SNAの枠組みにおける分布統計 作成専門家会合の状況及び日本の取組みの紹介

1. 概要

- ・国民経済計算(SNA)の枠組みにおいて格差を測定するための専門家会合を設置。
- ・家計勘定を詳細化する国際的な基準の作成、家計勘定の詳細化に必要なマイクロデータセットの整備。
- ・仏サルコジ大統領のイニシアティブで始まったスティグリッツ委員会「経済業績と社会進歩の計測に関する委員会」提言による

スティグリッツ委員会「経済業績と社会進歩の計測に関する委員会」提言 ポイント

- ◆ 生産よりも所得と消費を注視すべき
- ◆ 所得及び消費を富とともに考慮すべき
- ◆ 家計の視点を強調すべき
- ◆ 所得、消費、富の分配を重視すべき
- ◆ 非市場部門での活動を含めるよう所得計算の範囲を広げるべき

2. これまでの日本の取組みとこれからの予定

- ・日本の分析例(浜田(2003,2005,2010))の紹介
- ・2011年末 第1報告書の作成(家計の経済資源に関する国民経済計算とマイクロデータについて)
- ・日本とフランスは実験的に所得階層別の所得支出勘定について、国際基準に基づくデータの作成
- ・2012年末 第2報告書の作成(国別の国民経済計算の枠組みにおける家計の経済資源の格差指標)

マクロ経済と整合的に分配的に分配の姿を示す取り組み

- ・「全国消費実態調査」の個票を組み替えて、SNAの家計の所得支出勘定を所得階層別に分ける
- ・浜田浩児氏(労働政策研究・研修機構)の「SNA分布統計」の先行研究を踏まえつつ、浜田氏と事務局で2004、2009年の「全国消費実態調査」について共同作業
 - ・・・消費部分を細分化して消費税の負担が出せるようにする
 - ・・・総貯蓄を純貯蓄にする等の概念調整

○所得階層別に示したSNAの家計の所得支出勘定

(1) 第1次所得の配分勘定 (2004年)											(千円)
	平均	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位	第6分位	第7分位	第8分位	第9分位	第10分位
1. 財産所得 (支払)	295	648	95	115	170	217	270	323	341	338	433
(1) 利子	291	641	90	109	164	213	267	320	338	336	431
a. 持ち家	113	21	19	20	34	69	124	177	204	208	258
b. その他	177	620	70	89	130	145	143	143	134	128	173
(2) 賃貸料	4	7	6	6	6	3	3	3	2	2	2
2. 第1次所得バランス (総支払)	6063	124	1547	2362	3413	4514	5684	6974	8524	10664	16825
3. 営業余剰・混合所得 (総)	6358	772	1642	2476	3582	4730	5954	7297	8865	11002	17258
(1) 営業余剰 (持ち家) (総)	1443	355	1143	1291	1111	1092	1248	1417	1509	1685	3575
(2) 混合所得 (総)	803	69	1018	1010	740	600	659	806	894	1006	1224
a. 持ち家	640	286	125	281	371	492	589	611	614	679	2351
b. その他	557	258	116	263	340	434	527	537	535	580	1982
世帯主	51	19	7	14	24	43	44	53	54	55	195
配偶者	32	9	3	4	7	15	18	22	26	44	174
他の世帯員											
4. 雇用者報酬	4571	276	306	871	2121	3362	4427	5563	7008	8902	12870
(1) 賃金・俸給	4171	263	292	803	1940	3060	4022	5052	6352	8090	11837
世帯主	3323	201	261	708	1722	2661	3432	4206	5247	6479	8315
配偶者	499	39	20	61	128	219	330	474	647	950	2121
他の世帯員	349	24	11	34	90	180	260	372	457	661	1401
(2) 雇主の強制的現実社会負担	400	12	14	68	181	301	406	511	656	812	1033
5. 財産所得 (受取)	345	142	193	315	351	276	279	317	348	415	814
(1) 利子	99	45	65	104	119	87	74	83	92	102	219
(2) 配当	86	25	26	67	97	68	75	72	71	87	272
(3) 保険契約者に帰属する財産所得	160	71	103	144	135	121	130	162	185	227	323
受取	6358	772	1642	2476	3582	4730	5954	7297	8865	11002	17258
世帯数の割合 (母集団ベース) (%)	100.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
世帯主の年齢 (歳)	53.6	67.7	65.7	59.2	50.7	46.8	46.1	47.3	48.4	50.3	53.5
世帯主の性別 (人)	2.62	1.66	1.77	1.89	2.08	2.44	2.81	3.10	3.32	3.51	3.61
等価尺度	1.81	1.28	1.34	1.42	1.52	1.71	1.90	2.06	2.18	2.31	2.36
有業人員 (人)	1.24	0.34	0.40	0.69	1.03	1.28	1.45	1.54	1.66	1.84	2.15
持ち家率 (%)	72.6	54.8	84.8	73.5	57.4	56.6	63.0	73.2	81.3	88.0	93.1

(2) 所得の第2次配分勘定 (2004年)											(千円)
	平均	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位	第6分位	第7分位	第8分位	第9分位	第10分位
1. 所得に課される税	419	88	34	69	124	173	233	314	430	675	2046
世帯主	356	80	31	65	115	154	206	271	370	577	1690
配偶者	34	5	2	3	6	9	12	20	30	50	205
他の世帯員	29	3	1	1	4	9	15	23	30	49	151
2. 強制的現実社会負担	922	124	152	276	482	711	920	1123	1411	1728	2292
(1) 雇主の強制的現実社会負担	400	12	14	68	181	301	406	511	656	812	1033
(2) 雇用者の強制的社会負担	522	112	138	207	301	410	514	612	755	916	1259
世帯主	429	101	130	194	277	369	456	525	638	744	855
配偶者	49	7	6	9	13	19	26	41	57	89	228
他の世帯員	44	4	2	5	10	22	32	47	60	83	176
3. 他に分類されない経常移転(支払)	392	347	397	387	292	247	264	307	370	515	796
4. 可処分所得 (総支払)	5702	2143	3830	4223	4021	4358	4962	5938	6915	8352	12279
支払	7435	2702	4413	4955	4919	5490	6379	7682	9126	11370	17413
5. 第1次所得バランス (総)	6063	124	1547	2362	3413	4514	5684	6974	8524	10664	16825
6. 現金による社会保障・社会扶助	1024	1874	2089	1783	1157	733	559	559	482	465	536
(1) 現金による社会保障給付	942	1751	2009	1693	1069	657	481	476	419	395	471
世帯主	704	1475	1672	1384	840	487	321	289	213	162	195
配偶者	131	232	291	248	162	96	63	64	53	46	55
他の世帯員	107	44	45	61	67	74	97	122	154	187	221
(2) 社会扶助給付	82	123	81	90	88	76	78	83	64	70	65
7. 他に分類されない経常移転(受取)	348	705	776	811	350	243	135	149	120	141	51
受取	7435	2702	4413	4955	4919	5490	6379	7682	9126	11370	17413

(3) 現物所得の再分配勘定 (2004年)

	平均	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位	第6分位	第7分位	第8分位	第9分位	第10分位
1. 調整可処分所得 (総)	6508	3045	4718	4940	4671	4956	5637	6751	7811	9333	13215
2. 可処分所得 (総)	5702	2143	3830	4223	4021	4358	4962	5938	6915	8352	12279
3. 現物社会移転 (1) 現物社会保険給付 (2) 個別的な非市場財・サービスの移転	806	901	888	717	651	598	675	813	895	981	937
	505	842	824	626	506	369	321	341	340	401	480
	301	59	65	91	144	229	354	472	556	580	457
受取	6508	3045	4718	4940	4671	4956	5637	6751	7811	9333	13215

(4) 所得の使用勘定 (2004年)

a. 可処分所得の使用勘定	平均	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位	第6分位	第7分位	第8分位	第9分位	第10分位
1. 最終消費支出 (個別消費支出)	5143	3784	4481	4588	4152	4131	4467	5034	5626	6676	8495
2. 貯蓄 (総)	559	-1640	-652	-365	-131	227	495	903	1290	1676	3784
3. 可処分所得 (総)	5702	2143	3830	4223	4021	4358	4962	5938	6915	8352	12279
受取	5702	2143	3830	4223	4021	4358	4962	5938	6915	8352	12279
(参考) 貯蓄率 (%)	9.8	-76.5	-17.0	-8.6	-3.3	5.2	10.0	15.2	18.7	20.1	30.8

b. 調整可処分所得の使用勘定

	平均	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位	第6分位	第7分位	第8分位	第9分位	第10分位
1. 現実最終消費 (現実個別消費)	5949	4685	5370	5305	4802	4729	5142	5848	6521	7657	9431
2. 貯蓄 (総)	559	-1640	-652	-365	-131	227	495	903	1290	1676	3784
3. 調整可処分所得 (総)	6508	3045	4718	4940	4671	4956	5637	6751	7811	9333	13215
受取	6508	3045	4718	4940	4671	4956	5637	6751	7811	9333	13215
(参考) 貯蓄率 (%)	8.6	-53.9	-13.8	-7.4	-2.8	4.6	8.8	13.4	16.5	18.0	28.6

(付) 第1次所得10分位別の目的別最終消費支出 (2004年)

	平均	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位	第6分位	第7分位	第8分位	第9分位	第10分位
1. 食料・飲料	1076	942	1045	1010	867	837	906	1033	1145	1341	1638
2. 被服・履物	237	140	164	190	199	171	202	220	275	319	493
3. 住居・光熱・水道・家具	1556	1336	1628	1642	1411	1307	1368	1491	1584	1737	2057
4. その他	2274	1366	1644	1746	1675	1816	1991	2290	2622	3279	4307
家計最終消費支出	5143	3784	4481	4588	4152	4131	4467	5034	5626	6676	8495
(再掲) 持ち家の帰属家賃	909	569	1089	1073	799	662	704	857	958	1073	1311

浜田(2010)「2004年SNA分布統計の推計：国民経済計算ベースの所得・資産分布」より作成

○最終消費支出の目的別分類の細分化

<全年齢・世帯当たり>

●目的別最終消費支出額(万円)

目的別	平均	200万未満	200-300万	300-400万	400-500万	500-600万	600-800万	800-1000万	1000万以上
1 食料・非アルコール飲料	100.1	84.4	83.8	83.5	87.8	93.9	105.4	119.1	139.3
2 アルコール飲料・たばこ	10.2	6.2	8.0	8.5	9.2	10.0	11.4	13.2	15.6
3 被服・履物	22.7	13.0	14.9	16.0	17.7	20.7	24.6	30.9	45.9
4 住居・電気・ガス・水道	130.3	113.7	112.3	115.2	122.2	129.2	138.5	147.4	161.4
5 家具・家庭用機器・家事サービス	16.2	12.8	13.1	12.4	13.6	15.0	17.0	20.0	25.5
6 保健・医療	19.7	18.6	16.5	16.1	16.2	17.7	19.5	22.8	28.2
7 交通	46.5	24.8	32.0	32.1	43.5	45.3	54.3	65.7	77.8
8 通信	17.7	10.0	13.9	15.6	17.4	18.8	20.6	23.1	25.6
9 娯楽・レジャー・文化	58.6	40.0	42.2	42.3	48.5	54.4	63.6	77.8	98.5
10 教育	15.2	1.3	4.9	7.9	12.0	14.9	20.8	28.2	33.7
11 外食・宿泊	29.8	14.0	18.7	21.1	24.5	27.4	32.2	40.3	52.3
12 その他	32.0	21.3	21.5	22.0	24.5	28.9	35.3	45.0	56.3
最終消費支出	494.1	355.2	377.4	389.3	434.2	474.0	541.0	631.3	756.1
(再掲)持ち家の帰属家賃	81.4	75.8	65.4	64.1	68.8	76.5	86.2	95.3	108.2

坂井(2010)「SNAベースと整合的な家計分布統計の推計」より作成

「分布統計」から見た格差の動向

○第1次所得で所得階層を10分割した場合の雇用者報酬、可処分所得、消費の動向

- ・第2分位における雇用者報酬は高齢化の進展等により減少しているものと考えられる。一方で、第2分位の可処分所得は低下していない。
- ・2004年では、第2分位の消費は第5分位の消費を上回っている。

(千円)

雇用者報酬	1989	1994	1999	2004
SNAから求めた全世帯の平均	4571	5653	5274	4571
第Ⅱ分位	1015	1141	589	306
第Ⅴ分位	3885	4668	4246	3362
第Ⅸ分位	7813	9738	9572	8902

可処分所得(総)	1989	1994	1999	2004
SNAから求めた全世帯の平均	5688	6976	6539	5702
第Ⅱ分位	3251	4049	4323	3830
第Ⅴ分位	4680	5715	5186	4358
第Ⅸ分位	8536	10368	9647	8352

最終消費支出	1989	1994	1999	2004
SNAから求めた全世帯の平均	4646	5831	5599	5143
第Ⅱ分位	2853	3872	4269	4481
第Ⅴ分位	3853	4864	4479	4131
第Ⅸ分位	6830	8717	8071	6676